

MURAMOTO DRONE TERRACE 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」と表記）は、MURAMOTO DRONE TERRACE（以下、「当施設」と表記）で提供するサービス（以下、本サービス）の利用条件を定めるものです。本規約をご一読いただき、記載内容に同意の上、当施設のご利用をお願い申し上げます。

記

第1条 施設概要・利用目的

当施設は無人航空機及び模型航空機（以下、「ドローン」と表記）の飛行及び、各種講習施設として利用する。

1. 1階はドローンの内、主に無人航空機に該当する物の操縦訓練及び講習用ドローンコートとして運用する。
2. 2階はドローンサーキット及び機体調整飛行用ドローンコートとして運用する。

第2条 利用時間等

1. 当施設の営業時間は10時から21時の間、月曜日を定休日とします。原則、営業時間外のご利用はできない。
2. 1階に設置したドローンコート1～5の一般利用は、講習開講日は17時30分から21時までとし、休校日は営業時間に準ずる。

第3条 利用制限

1. 当施設が開催するイベント等により、営業時間及び施設利用時間を変更する場合がある。
2. 利用者は、第三者に当施設の利用権の全部又は一部を譲渡・転貸することはない。
3. 当施設の利用申し込み決定後又は、利用中に於いても、次の場合は利用の取り消し又は利用停止の処置をとる場合がある。この場合に生じる利用者の如何なる損害に対しても当施設は一切の責任を負わない。又、未経過分の利用料の返還は行わない。
 - a. 利用申込書の記入内容が実際と異なる、又は偽りがあった場合。
 - b. 関係法令に反する場合。又関係官公署の指示に反する場合。
 - c. 集団的・常習的に暴力的行不法行為、反社会的行為がある場合。
 - d. 管理上又は風紀上好ましくないと認められる場合。
 - e. 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘等をした場合。
 - f. 注意に従わず、又本規約に違反すると判断した場合。
 - g. 危険物持ち込み、人身事故、建物・施設等を汚損・破損・紛失した場合。
 - h. 商品を不特定の消費者に販売する目的で利用する場合。

- i. 振動・臭気・不必要な音の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある場合。
- j. 来場者・受講者数が施設のキャパシティーを超え周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

第5条 施設利用規定（全体）

1. 当施設内は全面禁煙とする。電子タバコ等の使用も禁止する。
2. 駐車場で発生した事故に対して、当施設では一切の責任を負いません。

第5条の2 ドローンコート1～5利用規定

1. 当施設1階に設置のドローンコートは、当施設の講習時間外に於いて所定の利用料金を支払うことにより、1時間単位で利用できる。
2. 各ドローンコートは、ドローンの操縦者1名での利用を原則とする。但し、同伴入場者料金を支払うことにより、2名以上での入場が可能。その場合、ドローンの操縦者はコート内の同伴入場者への安全配慮を徹底する義務を負う。
3. 同伴入場者は飛行中のドローンの挙動に注意を払い、安全な距離を確保できる位置にて待機する。
4. ドローンコートの同時複数利用を可能とする。
5. ドローンコートは利用申し込み時に指定したコートのみ利用が可能であり、利用者自らコートを仕切るネットの開放を行うことを禁止する。
6. 飛行可能なドローンは電動機のみとし、エンジン機の使用を禁止する
7. 隣接するドローンコートで飛行中の他のドローンとの位置関係を考慮し、ネット越しの接触を回避できるよう努める事。
8. 当施設が指定した場所以外で、並行輸入品等の日本国内認証を得ていないドローンの飛行は禁止する。尚、特定小電力無線に該当しない通信方式を用いる場合は、無線局開局手続き等を完了しておく事。

第5条の3 2階ドローンサーキット利用規定

プロペラを含む対角寸法が20cm未満のドローンをマイクロドローンと定義し、ドローンサーキットで飛行可能なドローンは此れに当てはまるものに限定する。

1. 無線局開局が完了しているマイクロドローンを使用し、併せて適切な免許を所持していること。
2. 飛ばす者以外は、マイクロドローンの電源を入れないこと。
3. マイクロドローンの電源を入れる場合は、既に同じ周波数を使用している他のマイクロドローンの電源が入っていないかを確認すること。
4. マイクロドローンのセッティングやメンテナンス時も無暗に電源を入れることはせず、

同一周波数のドローンの電源が既に入っていないかを確認すること。

5. マイクロドローンは2階でのみ電源を入れること。
6. フライトはバッテリー1本毎、又は5分間の何方か短い時間で交代。
7. サーキットコース内に立ち入る場合は、飛んでいるマイクロドローンに注意し、速やかにコース外に退出すること。
8. マイクロドローンはサーキットブース及び調整用コート、その他当施設スタッフが許可した場所以外での飛行は禁止する。
9. 2階に設置したホワイトボードに各周波数を掲示している。自身のマイクロドローンで使用している周波数の下に、氏名を記したマグネットシールを貼る事。
10. 常設工具類は自由に使用できる。使用後は所定の場所への収納する事。

第6条 MDTドローンクラブ会員規約

1. MURAMOTO DRONE TERRACE 2階のドローンサーキット及び各種設備の利用サービスを【MDT Drone Club】(以下、「ドローンクラブ」と表記)と呼称する。
2. ドローンクラブの利用にあたり、下記の通りメンバーシップと利用料金を定める。
 - ・ 一般(会員外) 3時間パッケージ 2,800円 延長1時間毎に1,000円
 - ・ 正会員(標準会員) 3時間パッケージ 1,980円 延長1時間毎に800円
 - ・ 学生会員(高校生以上) 3時間パッケージ 1,700円 延長1時間毎に500円
 - ・ 小中学生会員 3時間パッケージ 1,100円 延長1時間毎に500円
 - ・ 特別会員(月額定額制) 19,800円/月
3. 2階の貸し切り利用は3時間22,000円から、利用時間によって料金を算出する。
4. ドローンクラブ入会にあたり、利用者は入会金として1,000円、会員証発行手数料として500円の合計1,500円を当施設に対し支払うものとする。
5. 会員証の有効期限は1年間とし、利用者は会員更新料として当施設に対し1,000円を支払うものとする。
6. 会員証を紛失した場合、利用者は会員証再発行手数料800円を当施設に対し支払うものとする。
7. 利用に際し前条規定を遵守の事。

第7条 レンタルドローン利用規定

1. 所定の料金を支払うことにより、1時間単位でレンタルドローンの利用が可能。
2. レンタルドローンの利用は、当施設内での飛行に限定される。
3. レンタルドローンの借り受け時に、当施設スタッフと共に機体の状態を確認する事。
4. 操縦中はドローンの動きに注意を払い、可能な限りネットや壁面への過剰な接近・接触を回避する事。
5. 利用者の過失によりドローンを破損させた場合、利用者は損傷状態によっては保証免

責額として5,000円を当施設に対し支払うものとする。尚、軽微な損傷（プロペラの損傷）などについては破損の対象にはならない。

6. 利用者が故意（未必の故意を含む）にドローンを破損させた場合、当該機の修理代金に加え、修理期間中の営業補償として25,000円を当施設に対して支払うこととする。

第8条 ロッカー利用規定（一般）

1. 当施設の利用者は、1階に設置しているロッカーを無償にて使用できる。尚、ロッカーキー引き渡しの際、デポジットとして100円を預かる。
2. ロッカーの使用は利用時間内に限る。退館する際に、ロッカーの中身を空にし、ロッカーキーを受付まで返却の事。デポジットの100円を返金する。
3. 当施設ロッカーへの危険物・臭気を放つ物・生物などの保管は禁止する。尚、ドローンや送信機等に使用するバッテリーは危険物の対象から除外するが、発火対策等保管には十分に注意を払う事。
4. 営業終了後も放置されているロッカーは、当日の営業終了後に解錠する。内容物は2週間を限度に当施設で保管するが、破損等が発生したとしても当施設は一切の責任を負わない。尚、利用日から1ヶ月保管した後、警察に届けることとする。

第8条の2 月極ロッカー利用規定

1. 当施設1階に設置したロッカーを1ヶ月単位で利用可能。
2. 利用料金は月額1,000円（税込）とし、当施設及び利用者何方かによる利用停止の申し出がない限り、各月1日0時を以って自動更新とする。月途中の契約及び解約に於いて、日割り換算による月極利用料の減額は行わない。
3. ロッカーキーは利用者各自で管理し、鍵の紛失には注意してください。ロッカーキーを紛失した場合は鍵の交換費用として5,000円を申し受ける。
4. 当施設ロッカーへの危険物・臭気を放つ物・生物などの保管は禁止します。なお、ドローンや送信機等に使用するバッテリーは危険物の対象から除外するが、発火対策等保管には十分に注意を払う事。
5. 月極ロッカーの解約に際して、ロッカーの中身を空にした上で、解約月末日までに明け渡すこと。

第9条 免責及び損害賠償

1. 利用中の展示物及び備品、利用者・来場者・受講者等が持ち込んだ物件（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負わない。
2. 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当施設の責に帰さない事由により利用が中止された時、損害について一切の責任を負わない。

3. 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失させた場合、その損害に対し全額損害賠償請求を行う。
4. 利用者が本規約に違反したことにより、当施設が被害を被った場合、その損害に対し全額損害賠償請求を行う。
5. 当施設の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当施設は受領した利用料金を限度額として、その損害を賠償する。

第10条 安全管理

1. 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行うこと。
2. 利用者は、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等を予め確認する事。
3. 施設の保安全管理の必要があると判断した場合、利用の中断を要請する場合がある。
4. ドローンの飛行に使用するバッテリー以外の危険物の持ち込みは一切できない。

第11条 機材の搬入出及び預かりについて

当施設で利用するドローンをはじめとする機材の事前搬入及びその預かりは受け付けない。

第12条 利用後の原状回復

利用終了にあたり、発生したごみ等はゴミ箱等に廃棄する事。尚、バッテリー等はゴミ箱へ廃棄せず、各自持ち帰る事。

第13条 遺失物の扱い

施設内での遺失物は、利用日から2ヶ月間保管した後、警察に届けることとする。

第14条 個人情報の保護

利用者から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係する諸法令・規範等に基づき適切に取り扱うものとする。

第15条 反社会的勢力の排除

当施設では、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者の利用は受け付けない。

第16条 準拠法

本規約は、日本国内法に準拠して解釈され、適用される。

第17条 専属的合意管轄裁判所

当施設の利用に関するすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 本規約の改定と適用

当施設は、予告なく本規約を変更することがある。この場合、当施設ホームページで公表・掲載する。

以上

2021年4月1日 規約制定